

### 各種手当等の 請をお忘れなく

方は次に該当<mark>する人に対して手当等を支給しています</mark>。 受給には申請が必要です。

### 手当について

手 当 名	対象	現在受給中の人
①児童手当	小学校第3学年修了前の児童を監護**している人	「現況届」を未提出の人は早急に提出してください。提出されない場合は手当が支給されない ことがありますので、ご注意ください。
②児童扶養手当	母子家庭(父・母が婚姻を解消した、父が死亡した、父が重度の障害状態にある、父が行方不明、父が児童を1年以上遺棄している、母が婚姻によらないで懐胎した等の状態にある児童を養育している家庭)であり18歳未満の児童を監護している人	8月31日似までに「現況届」を社会福祉課また は各地域局住民福祉課へ提出してください。
③特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に障害のある児 童を監護している人	9月12日(月までに「所得状況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
④障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な児童	8月25日(米までに「現況届」を社会福祉課また は各地域局住民福祉課へ提出してください。
⑤特別障害者手当	20歳以上で精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人	

※監護・・・児童の生活の面倒をみていること

ただし、次の場合は手当を受けられません。

- ① 受給される人の所得が一定額を超える場合
- ②~⑤ 受給者、障害者(児)または扶養義務者の所得が一定額を超える場合
- ②~⑤ 対象児童、障害者(児)が社会福祉施設・児童入所施設等に入所している場合など

### 年金・激励金について

年金(激励金)名	対 象	年 金 額
①心身障害児童年金	身体に障害がある20歳未満の児童で、下記に該当するもの。ただし、障害児福祉手当を受給中の人は対象になりません。 ①身体障害者手帳1・2級、または知能指数がおおむね35以下の場合 ②身体障害者手帳3級、または知能指数がおおむね36以上50以下の場合	《年額》 ①の場合・・・・・・ 73,500円 ②の場合・・・・・ 36,800円
②遺児年金	両親またはその一方を亡くした児童で、15歳に達した年度末までのもの、および、その後も引き続き中学校に在学するもの。	《児童1人につき/年額》 両親を亡くした児童・・・・ 36,800円 両親の一方を亡くした児童・・・ 24,300円
③遺児激励金	保護者と死別した義務教育終了前の児童で、保 護世帯または保護世帯に準ずる世帯に属して いるもの。	小学校・中学校入学時・・・・ 10,000円 中学校(中学部)卒業時・・・・ 10,000円 在学中遺児となったとき・・・ 10,000円

■問い合わせ 社会福祉課児童福祉係 (囮②0264)、または各地域局住民福祉課 (有漢囮③3211、成羽囮④3211、川上囮❸2200、備中囮⑤4512) へ

を充実してほしい。

紹介します。 書から、最終回は自由意見をご 伴うアンケート調査の結果報告 び介護保険事業計画」の改正に が行った「老人保健福祉計画及 先月号に続き、今年3月に市

### ▽高齢者一般

## (意見総数405件)

- ○福祉の充実により保険料の負 ○病院への通院が度々あるのに タクシーしか交通手段がな 担増につながるのであれば、 い。通院のための支援を望む、 に要望はない。
- ○今後は家族介護を増やすべき ○介護サービスを利用したくて であり、そのために支援対策 も年金生活では難しい
- ○レクリエーション、工作などを 主体とした活動や水泳、バレ ボール、卓球など、皆で楽し

れるのではないか。 める場所があると健康も保た

○将来、夫婦の内どちらかが倒 でも入所できる施設がほしい。 れた場合に介護は難しい。いつ

## ▽在宅認定者

## (意見総数118件)

〇 今、 ○特別養護老人ホームへ入所を ○移送サービスは、身体状態に 応じたものにしてほしい。 待たなければ利用できない。 希望しても申請から3~5年 痴ほうが進みかけている

が、どのように対応すればいい のか分からない。

# ▽施設認定者(意見総数16件)

○充実した施設へ入所できるこ この上もなくありがたいこと とは幸せだ。老人の年金(国民 年金)で負担できる程度なら

○施設の職員さんの数が少なく て仕事がハードすぎる。職員

> にしてあげたい。 た状態で、仕事ができるよう がもう少し心身に余裕を持つ

# ▽介護保険サービス事業所

## (意見総数10件

○介護支援専門員の責任は重 のは無理がある。 利用者50人を一人で受け持つ く、仕事の量も多い。介護保険

○利用者の中で要支援、 設される)への不安が多い。 新予防給付(来年4月から創 1と軽度介護者が多いので、 要介護

○家族や利用者にとって、サービ ○緊急の場合に、ショートステイ である。 ス利用に伴う手続きが、 の空きがなく利用できない。 複雑

※紙面の都合により、ご意見の 部を省略しています

保険係(国200265) ■問い合わせ 高齢福祉課介護

# 年度保険料の額が確定

らになります。 の取り扱いを継承し、 平成17年度の保険料は、 月中旬までに郵送します。なお、 保険料額が確定しました。暫定 料の適用は平成18年度賦課分か します。新たな納付通知書は9 第2期の保険料と合わせて精算 的に納めていただいた第1期、 ただいている平成17年度の介護 65歳以上の皆さんに納めてい 統一保険 旧市町

適用になります。 あった場合、異動先の保険料が また、旧市町間で住所異動が

# 減免制度があります

段階に該当する人で、年間の総 を受けた場合や、 合に対象となります。 収入金額が41万2千円以下の場 保険料の減免は、災害で被害 保険料の第2

する人は早めに申請してくださ 民センターにありますので、該当 高齢福祉課、各地域局・地域市 なお、申請書は市役所税務課

■問い合わせ (EL) 0 2 1 4 税務課市民税係